

# 生活困窮者自立支援事業

## 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第9号（2017年9月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。  
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。

この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

多久市生活自立支援センターでは、ハローワーク佐賀と連携して、就労の応援を行っております。その中で、今回は、失業された方を支援する制度について紹介します。

 **失業された人を支援する国の制度のひとつに、「求職者支援制度」があります。**

◆ **求職者支援制度とは**・・・雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援する制度です。→ 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所が義務付けられています。

◆ **対象者は**・・・雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、①雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、②雇用保険の適用がなかった者、③学卒未就職者、自営廃業者等 が対象となっています。

◆ **給付金について**・・・訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定の額））を支給。

「求職者支援制度」とは、仕事を探している人の中でも失業手当をもらっていない人が、無料の職業訓練と月10万円の給付金をセットで受けられる制度です。（対象要件有）

働いたことのない人や職歴にフランクのある人にとっても、非常に助かる仕組みになっています。

制度の詳しい内容や、どうやったら受けられるのかななどの情報についての詳しくは、ハローワーク佐賀（☎24-4361）、または、多久市生活自立支援センター（☎75-3593）までお問い合わせください。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）  
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590  
【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始  
北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）